

10・13集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝

連絡先：〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301

TEL 03-3868-6630 FAX 03-3868-6631

「私たちを『担ぎ上げられただけ』などというのは許し難い侮辱です。被告東京都に謝罪を求めます。」

——原告・森井眞さんが法廷で力強く証言 11・14東京地裁

10・13 集会妨害国賠訴訟（※コラム参照）に注目するみなさん！ 3年近くにわたる裁判は、いよいよ今回から証人尋問に入りました。さる11月14日に開かれた今回の裁判(第13回)では、そのトップバッターとして、この訴訟を起こした原告の一人である森井眞さん（元明治学院大学学長）が証言台に立ちました。

反戦平和を求める〈10・13 怒りの大集会〉に対して、60余名もの公安警察官が監視・威圧しビデオでの隠し撮りまでおこなったという許し難い集会妨害行為を、被告東京都側はこのかんの裁判で、「革マル派の関与する集会」への「視察」だなどと言って居直ろうとしてきました。そしてこの集会の呼びかけ発起人である森井さんや土屋公献さん(元日弁連会長)らを、「担ぎ上げられただけ」などと主張してきたのです。

これに対して原告弁護団は、警察が集会妨害をするのは反戦平和を求める集会を敵視しているからであり、「視察」などというのは口実に過ぎないこと、そしてそれは憲法で保障された「集

会の自由」に対する真っ向からの挑戦であることを明らかにしてきました。今回の裁判では、原告の森井さんご自身が法廷に立ち、被告側主張の欺瞞性をつきだしました。

11月14日午後2時、40余の傍聴席が支援者で埋め尽くされた東京地裁705号法廷で、いよいよ森井さんの尋問が始まりました。

大弁護団を代表して渡辺千古弁護士が森井さんに質問します。「長く学生生活を送ってこられた先生のバックボーンとなっている思想とはどのようなものですか」。森井さんがこたえます。「個の尊厳、そして平和と自由です」。「そのような森井先生の原点となったのはどういうご経験なのでしょうか」。「戦前、戦中の日本における人間蔑視の専制政治と私の戦争体験です」。92歳のご高齢の方とはとても思えない力強く大きな声で、森井さんは証言を続けます。「軍隊生活では、人の命が虫けらのように扱われる肉弾訓練などをやらされ、人間がかけがえのない存在であることを否定されていると実感しました」。「喫茶店でも列車の中でも特高警察の目が光り、常にお上に監視されているという息苦しさを感じていました」、「かけがえのない級友3名を戦争で失い本当に悔しい思いでした」などと、しみじみと語られました。

そして、明治学院大の姉妹校であるフェリス女学院大学の学長で、森井さんと平和の問題などもよく話し合う「友人であり同志であった」弓削達さんに誘われて、土屋さん、池田龍雄さん(画家)とともに2001年に「報復戦争に反対する会」(その後「戦争を許さない市民の会」に改称)の共同代表となったこと。また10・13集

【10・13集会妨害国家賠償請求訴訟とは】

2008年10月13日に、東京・なかのZERO大ホールで反戦・平和の集会〔怒りの大集会〕が開かれた。これにたいして、帽子・マスク・サングラス等を着用し異様な格好をした警視庁の私服警察官数十名が会場入口前で集会参加者を監視・威圧したばかりか、近くのコーヒーショップの中から3人の私服警察官がビデオカメラで参加者を盗撮するという驚くべき事態が発覚した。

「集会の自由」を侵害する違憲・違法のこの集会妨害にたいして、集会の呼びかけ発起人である土屋公献氏や森井眞氏ら4人が原告となり、東京都(警視庁)を相手どって、国家賠償請求訴訟を起こした。

会をはじめとする〈怒りの大集会〉を主催してきた経緯について、森井さんは詳しく述べました。渡辺弁護士が質問します。「被告側は、その共同代表の方々を『担ぎ上げられただけ』と言っているんですがどう思いますか」。森井さんは毅然として述べました。「私たちは自分の意志でこの運動を進めてきました。そのように言うことは私たちに対する許し難い侮辱です。謝罪を要求します」。法廷全体に響き渡ったその大きな声は、集会妨害を居直る被告東京都（警視庁）への激しい怒りに満ちたものでした。これに圧倒された被告席の代理人たちは、顔を紅潮させうつつむいています。

さらに森井さんは、「私たち主催者にとっては、呼びかけに応じて集会に参加する人たちが公安警察官を見て不安や恐怖を感じることにたいが集会妨害であり、それは自由な集会の開催の侵害です」と断言しました。そして、「この裁判は、私たち国民の自由がまた奪われて人権が侵されることが許されるのか、それとも自由が守られるのか、日本の民主主義が守られるかどうかという、戦後の歴史のうえで重要な意味を持っています。裁判官の皆さんにもそこを真摯に考えてほしいと思います」と高らかに述べ、主尋問をしめくくりました。

つづいて被告側からの反対尋問です。被告東京都の代理人は、「革マル派が過去に犯罪行為をやったことを知っていますか」などと集会とはまったく関係ないことを持ち出しつづけたあげくに、「問題にされるくらいだったら、最初からそういう人たちは集会参加を遠慮してくれと言えば問題がなかったとは思わなかったんですか」と言ってきました。これに対して森井さんは直

ちに「私は排除の論理は嫌いです！」と一喝し、「私たちの集会は共産党員であろうと民主党や革マル派の支持者であろうと、すべての人に開かれているんです」と明快に述べられました。

何も言えなくなった都の代理人は質問を変え、「あなたは実行委員会の会合には出ていないんじゃないですか」などという質問を繰り返し、森井さんが集会の実現そのものにはまったくタッチしていない、つまり「担がれただけ」であるかのように押し出そうとしました。これに対して森井さんは、「集会の大筋を決める会議には、私は必ず出席しています。」「集会に向けて事務局とは電話やファクスで数えきれないほど連絡をとりあっています」、とはっきり述べ、都側代理人の目論見を一蹴したのです。



裁判後の報告集会で挨拶する森井さん

こうして1時間を大きく超える尋問を終えた森井さんは、最後に支援者で満席になった傍聴席に向かって深々と頭を下げました。なんとしてもこの裁判に勝つんだというすさまじい気迫あふれる証言をおこなった森井さんに、傍聴席からは大きな拍手がなりやみませんでした。

もはや公安警察による10・13集会の監視・威圧・盗撮が、「集会の自由」を真っ向から否定する違憲・違法な行為であることは明白です。原告弁護団は、今後の証人尋問をつうじてさらにそのことを明らかにしていきます。皆さんのご支援をよろしく願います。

今後の裁判のお知らせ

次回(警察官証人)：本年12月12日(月)

11:00～16:30 東京地裁103号法廷

次々回(原告側証人)：来年1月23日(月)

11:00～16:30

※裁判が終わり次第、弁護士会館で報告会を予定しています。

10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先：郵便振替口座 00170-6-777598 加入者名「集会実行委員会」